



2015年(平成27年)3月20日第 1705号

□発行/足立区
□編集/介護保険課 Tel 3880-5887 Fax 3880-5621
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1
代表番号/ 3880-5111
区長へのファクス/ 3880-5678
区長へのメール/ voice@city.adachi.tokyo.jp
足立区ホームページ
<http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

あだち

特集号

— 広報 —

4月から制度が変わります

介護保険

そこが
知りたい!



介護保険って何?

高齢者の介護を社会全体で
支えあう仕組みが介護保険です。

介護保険、どうして変わるの?どこが変わるの?
みなさまの疑問に「ビュー坊」がお答えします。



協力:「高齢者在宅サービスセンター西新井」

介護保険の 相談はこちら

分からないことは何でも
お問合せください。

●介護保険料について

介護保険課 資格保険料係
☎ 3880-5744

●介護保険の財政について

介護保険課 介護保険係
☎ 3880-5887

●給付サービスについて

介護保険課 保険給付係
☎ 3880-5743

●特別養護老人ホームの入所について

高齢サービス課 施設係
☎ 3880-5498

●地域包括支援センターについて

高齢者の相談窓口として、区内には25の地域包括支援センターがあります。高齢者やその家族、地域の方のさまざまな相談に専門の職員が応じます。困ったことがありましたら、まずはお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

高齢サービス課 介護予防係
☎ 3880-5885

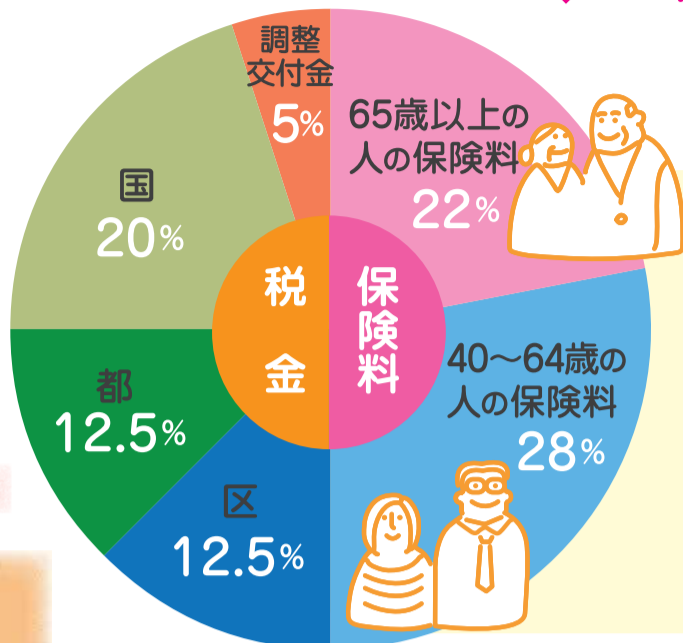
E-mail ●介護保険課 kaigo@city.adachi.tokyo.jp ●高齢サービス課 k-service@city.adachi.tokyo.jp

どこから来てるの？介護保険の財源



◆ 65歳以上の介護保険料の算定のしかた ◆

65歳以上の方の保険料は、区の介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。



基準額の決まり方

足立区に必要な介護サービスの総費用
(平成27～29年度)



65歳以上の方の負担分22%

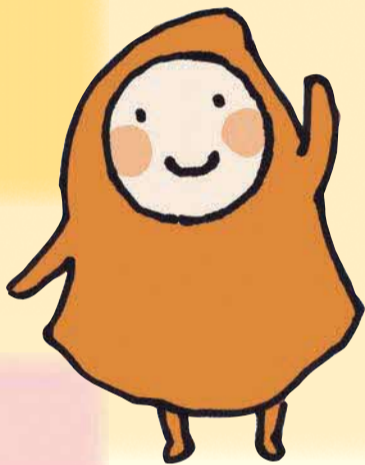


足立区に住む65歳以上の方の人数
〈参考〉
165,639人(見込み)
(平成27年10月1日現在)



足立区の保険料の基準額
6,180円
(1カ月あたり)

<居宅サービス費における割合>



保険料は、所得に応じた負担になるように、14段階に分けて設定されているよ
介護保険料早見表(4面参照)。

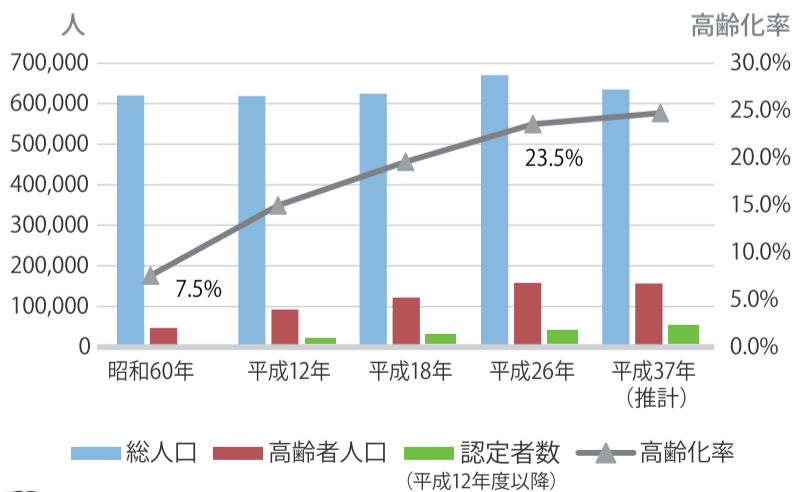
65歳以上の方の介

どうして変わるの？

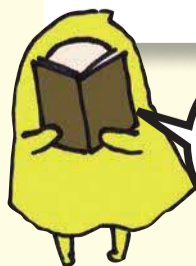
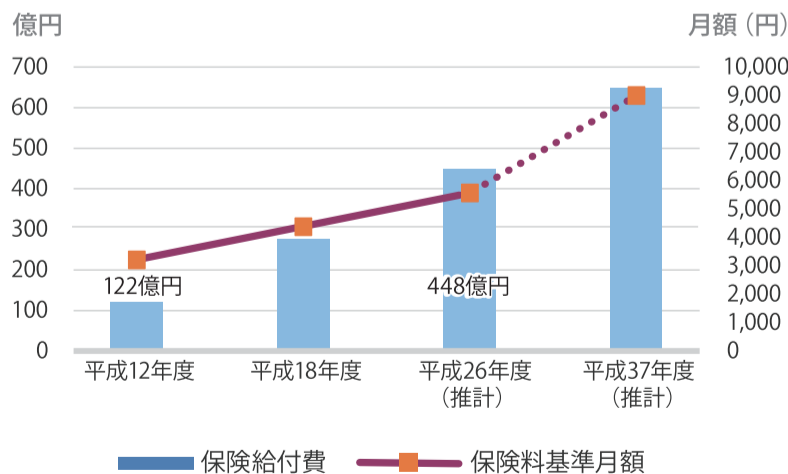
介護保険制度が始まった平成12年は、65歳以上の高齢者は約9万3,000人、要介護認定を受けた人は約1万1,000人でした。平成26年1月では、65歳以上の高齢者は約15万8,000人、要介護認定を受けた人は約3万人とそれぞれ大幅に増えました。介護にかかる費用(保険給付費)も増え続けているため、介護保険制度を支える介護保険料も上昇しています。

..... 介護保険事業の現状と推計

人口・認定者数と高齢化率の推移



保険給付費と保険料基準額の推移



人口の高齢化率は、昭和60年の約7.5%から、平成26年には約23.5%に増加しているよ。

保険給付費は、平成12年度の約122億円から増加し続け、平成26年度には約448億円(平成12年度の約3.7倍)になるんだって(見込み)。(平成26年度一般会計当初予算額2,564億円の約6分の1)



平成 27 年
4 月施行低所得者の介護保険料の
負担の軽減が予定されています問合せ先: 介護保険課 資格保険料係
電話 3880-5744平成 27 年
4 月施行特別養護老人ホームの入所基準が
原則要介護3以上になります問合せ先: 高齢サービス課 施設係
電話 3880-5498平成 27 年
8 月施行一定以上の所得のある利用者は、
サービス利用時の自己負担割合が2割になります問合せ先: 介護保険課 資格保険料係
電話 3880-5744平成 27 年
8 月施行低所得の施設利用者の食費・居住費の
支給基準に資産要件等が追加されます問合せ先: 介護保険課 保険給付係
電話 3880-5743介護保険料が変わるだけでなく
制度もいろいろ変わるんだね!

介護保険料が変わります

(詳細は 4 面参照)

介護を受けずに元気でくらすために

介護予防教室「はつらつ教室」

介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の方を対象に、各地域学習センターやプール等を会場に運動機能向上のための教室を開催しています。

もの忘れ相談

もの忘れなどの不安のある高齢者やその家族を対象に、医師が相談に応じます。各地域包括支援センターで年 4 回開催しています。

問合せ先: 高齢サービス課 介護予防係
電話 3880-5885

「知って安心 認知症」

認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気です。認知症も他の病気と同じように、「早期診断」と「早期治療」が重要です。

【早く気づくメリット】

- ① 進行を遅らせることが可能な場合があります
- ② 治る認知症や、一時的な症状の場合があります
- ③ 今後の生活の準備をすることができます

「知って安心 認知症(認知症の気づきチェックリスト付)」リーフレットを配布しています!

配布先: 高齢サービス課、各地域包括支援センター

問合せ先: 高齢サービス課 介護予防係
電話 3880-5885



↑ はつらつ教室

孤立ゼロプロジェクト

絆のあんしんネットワーク

高齢者が安心して生活できるよう「絆のあんしんネットワーク」活動を広めています。ご近所から高齢者の孤立をなくすため、絆のあんしん協力員・協力機関、専門相談協力員などの連携による見守りをおこなっています。

問合せ先: 絆づくり担当課
電話 3880-5184

絆のあんしん協力員による
見守り・訪問活動 ↓

パークで筋トレ・ウォーキング教室

高齢者を対象に、公園や広場を活用し、ストレッチなどの指導を行っています(費用無料)。現在、パークで筋トレは区内 14 カ所、ウォーキング教室は毎月 1 回開催しています(パークで筋トレ: 申込不要、ウォーキング教室: 事前申込)。

問合せ先: スポーツ振興課 振興係
電話 3880-5826



↑ パークで筋トレ

<試してみよう! 認知症チェック>

① 財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがある ② 5 分前に聞いた話を思い出せないことがある
このほか、全部で 10 のチェック項目があるので、「知って安心 認知症」リーフレットを地域包括支援センターで入手してチェックしてみよう。

介護保険料が変わります

介護保険料早見表

平成27年度から29年度の介護保険料は所得段階を14段階とします。また、制度改正による新たな公費の投入により、所得の低い方の負担の軽減が予定されています。

介護保険制度は皆さまの保険料によって支えられているよ。



旧 第5期介護保険料額 (平成24年度～26年度)

段階	段階説明	月額 保険料(円)
12	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,800万円以上	15,040
11	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満	12,820
10	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満	11,140
9	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	10,030
8	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	8,300
7	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が190万円以上400万円未満	8,080
6	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が125万円以上190万円未満	6,740
5	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が125万円未満	6,020
4 基準額	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)	5,570
特4	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	4,850
3	本人及び世帯全員が区民税非課税	4,180
3 特例軽減B	収入、預貯金で判定	3,630
3 特例軽減C	収入、預貯金で判定	1,720
特3	本人及び世帯全員が区民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えていて120万円以下	3,630
特3 特例軽減B	収入、預貯金で判定	3,240
特3 特例軽減C	収入、預貯金で判定	1,720
2	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	3,240
2 特例軽減B	収入、預貯金で判定	1,720
1	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	2,730
1 特例軽減B	収入、預貯金で判定	1,390

新 第6期介護保険料額(案) (平成27年度～29年度)

段階	段階説明	月額 保険料(円)
14	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,800万円以上	16,690
13	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満	14,220
12	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満	12,360
11	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	11,130
10	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	9,210
9	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満	8,970
8	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満	8,660
7	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満	7,480
6	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	6,680
5 基準額	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)	6,180
4	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	5,380
3	本人及び世帯全員が区民税非課税	4,640
3 特例軽減B	収入、預貯金で判定(足立区独自の保険料軽減制度に該当された方の保険料です)	4,020
3 特例軽減C	収入、預貯金で判定(足立区独自の保険料軽減制度に該当された方の保険料です)	1,860
2	本人及び世帯全員が区民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えていて120万円以下	4,020
2 特例軽減B	収入、預貯金で判定(足立区独自の保険料軽減制度に該当された方の保険料です)	2,790
2 特例軽減C	収入、預貯金で判定(足立区独自の保険料軽減制度に該当された方の保険料です)	1,860
1	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	3,090
	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	*(2,790)
1 特例軽減B	収入、預貯金で判定(足立区独自の保険料軽減制度に該当された方の保険料です)	1,860

分割

所得金額変更

所得金額変更

統合

第1段階から第3段階の方を対象に、**足立区独自の保険料軽減制度**(上記表の3特例軽減B～1特例軽減B)があります。詳細については、4月上旬発送予定の「仮賦課決定通知書」に同封されている「介護保険のお知らせ」の5ページをご覧ください。

26年度までの1段階と2段階は、一つにまとまり1段階になるよ。

所得額を計算して、何段階にあたるのか調べてみよう。

